

許されない 市税の滞納

税は私たちが生活する社会を維持、発展させていくためには必要不可欠なものです。私たちは税を公平・公正に負担しなければなりません。

公平な納税のために
 市が提供する福祉や教育をはじめ、様々なサービスは、みなさんに納付していただいている市税が主な財源の一つです。市税の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何よりも、納期内に税金をきちんと納めていただいている大多数のみなさんとの公平性をかくこととなります。

財産を差押えます
 税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して11日目までにその税金を完納しなかったときには、市は滞納者の財産【預金、給与、生命保険、不動産、自動車、動産（電化製品や美術品、貴金属）】を差押えなければならぬことが法律で定められています。

県と協力しています
 平成21年10月から市と県が税の収納対策に協力する「併任人事交流制度」に取り組んでいます。現在、県と市の税務職員が協力して、差押え等の滞納処分を進めています。この過程で、県職員と市職員

相互の徴収技術の向上を図り、税の収納率の向上と税収の確保を目指します。

事情がある場合は相談を

病气や失業など何らかの事情で納期内に税金を納めることができなくなつた方は、お早めにご相談ください。事情に応じた徴収の猶予などができる場合があります。困難な状況の方は、まずご連絡ください。

● 税務課 納税グループ
 TEL 23・0115

滞納Q&A

● 滞納するとどうなる？

- 1、納税相談を行い、納付誓約をしてもらいます。
- 2、納付誓約を守らない場合は、預金、給与、生命保険、自動車、不動産、動産（電化製品や美術品、貴金属）などの差押えを行います。
- 3、滞納金額が大きかったり、滞納年数が長かったりした場合に、納付誓約に関わらず、担保として不動産等の差押えを行う場合があります。



● 差押えの基準は？

- Q 差押えは、滞納してどのくらい経てばされるのですか。
 A 納期限が過ぎ、督促状出して10日過ぎたらいつでもできます。
- Q ある一定の滞納金額を越えたら差押えするのですか。
 A 滞納金額による基準はありません。滞納額が少額でも行います。
- Q 差押えを行う時は事前に通知とあるのですか。
 A いいえ、基本的に事前に何も通知を致しません。
- Q 差押えはどのような種類があるのですか。
 A 小林市が行っている差押えは、国税還付金、給与、不動産、動産などがあります。
- A 財産調査で財産が発見できない場合などは、滞納者の自宅などを捜索します。捜索時に発見された財産は差押えます。銀行や会社といった法人を含め、誰でもあつても滞納処分に関する調査を拒否することはできません。

不動産の公売について

市では、税収確保および税負担の公平を図るために、市税の滞納処分により差し押さえた財産の公売を実施します。

■ 公売予定物件

- ・ 宅地 394・50㎡
- ・ 家屋 129・05㎡

※該当物件と市道の間水路敷きが存在しますが、使用に当たっては地主の承諾を得ています。
 （※入札後は当事者間で再度協議・承諾が必要です）また、物件内に水路用パイプ（1本）が埋設してあり、この件についても同様に買受後は当事者間で協議が必要です。
 ※詳しくはお問合せください。

■ 見積価格

- ・ 土地：523,000円
- ・ 家屋：1,253,000円
- ・ 合計：1,776,000円

※落札価格には消費税が課されます。

■ 入札保証金

- ・ 土地：177,600円

（見積価格の10%）

■ 公売方法

入札形式

公売物件の下見会

実際に公売物件を確認のうえ、入札に参加ください。

※詳細は問い合わせまたは、市のホームページで確認ください。

■ 日時

- ・ 4月11日（月曜）～15日（木曜）10時～15時

● 問

・ 税務課 TEL 23・0115



■ 入札期間

- ・ 5月6日（金曜）～5月13日（金曜）

■ 実施先

ヤフーオークション
 （ヤフーージャパンホームページ内）

ヤフーオークションホームページ
<http://auctions.yahoo.co.jp>

平成23年度

土地・家屋価格等

縦覧帳簿の縦覧

自己の資産と近隣の資産の価格を比較できるように縦覧帳簿を設置します。

■ 対象

本市固定資産税の納税者・納税者の委任を受けた代理人

■ 縦覧期間

- ・ 4月1日（金曜）～5月2日（月曜）

※土曜、日曜、祝日は除きます。

■ 縦覧時間

- ・ 8時30分～17時15分

■ 縦覧場所

- ・ 税務課
- ・ 須木庁舎 住民生活課
- ・ 野尻庁舎 住民生活課

● 問

・ 税務課 TEL 23・0115

税の相談はお気軽に

電話相談センターへ！

国税に関する相談は「電話相談センター」をご利用ください。熊本国税局税務相談室の職員がご相談をお受けします。



■ 電話相談センター利用手順

- ① 最寄りの税務署に電話します。
- ② 自動音声案内に従い、番号「1」を選択します。
- ③ 自動音声案内に従い、相談したい内容の番号を選択します。

- 「1」：年金や給与又は事業などの所得税
- 「2」：相続税や贈与税又は譲渡所得
- 「3」：法人税や源泉所得税又は年末調整
- 「4」：消費税や印紙税
- 「5」：：その他のお問い合わせやご不明の場合

なお、税務署にご用の方は、自動音声案内に従って、番号「2」を選択してください。

● 問

- ・ 小林税務署 TEL 23・3126
- ・ 税務課 TEL 23・0115